

労災医療を担当する医師の方へ

労災保険における傷病が 「治ったとき」とは・・・

はじめに

労災保険では、労働者が業務または通勤が原因で傷病を被った場合、その傷病が治るまで必要な療養の給付を行っています。

この労災保険における傷病が「治ったとき」の考え方についてご説明しますので、ご一読ください。

また、労災保険における「療養(補償)等給付」、「障害(補償)等給付」、「再発」および「アフターケア」についても説明していますので、参考としてください。

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署